

令和6年度 山形市立第二中学校部活動経営方針

1 ねらい

部活動とは生徒の自主的、自発的な参加による学校教育の一環として行われる活動であり、目標に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、心身の健康を増進し、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむ資質・能力を育成すると共に、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を営む態度を育てるものである。

2 部活動の加入と設置について

(1) 部活動の加入については原則的に全員加入とする。ただし、外部クラブ等で活動をする場合を除く。

(2) 令和6年度は18の部活動とする。

(3) 運動部設置について

- | | | | |
|-------------|-------------|-----------|-----------|
| ①ソフトボール（女子） | ②軟式野球（男女） | ③サッカー（男女） | ④陸上競技（男女） |
| ⑤男子ソフトテニス | ⑥女子ソフトテニス | ⑦男子バレーボール | ⑧女子バレーボール |
| ⑨男子バスケットボール | ⑩女子バスケットボール | ⑪卓球（男女） | ⑫男子バドミントン |
| ⑬女子バドミントン | ⑭剣道（男女） | ⑮なぎなた（男女） | ⑯水泳（男女） |

(4) 文化部設置について

- | | |
|----------|---------|
| ⑰吹奏楽（男女） | ⑱美術（男女） |
|----------|---------|

(5) 特別活動部

- ⑲駅伝等、学校長の判断において臨時に開設する。

(6) 外部で活動する生徒について

規定としては本校の部活動と同等の活動を学校外で行っている生徒は、所定の用紙に必要事項を記入して担任に申し出ること。(様式1)

3 部活動の約束について

(1) 活動期間と終了時間について

項目	期間	活動終了	完全下校
通常活動	通年	17:00	17:15
延長活動	通年	17:45	18:00

(2) 日常活動について

- ①顧問がついた活動を原則とする。つけない場合は生徒への指示を確実に行う。
- ②活動終了後、生徒が校外に出るまで顧問が下校指導する。
- ③定時退校日、職員会議時は活動を行わない。
- ④朝練習は禁止とする。ただし、校長が認めたものは臨時で許可する（大会時）。
- ⑤職員会議以外の諸会議がある際には、当番を決めて巡視する。
- ⑥校外での活動は必ず顧問がついて指導する。特に移動時の安全には配慮すること。
- ⑦活動場所等、活動板の表示を確実に行う（各部部長）。校長室となり掲示板に時間を記入する。
- ⑧正面駐車場での活動は行わない。
- ⑨校内での活動において、器具（ボール、ラケット、バット等）を使用する場合は、顧問の指導の下で行う。
その他、校内において危険な練習はしないこと。

- ⑩校舎周辺をランニングする際は教員がつくこと。学校の正面（学院体育館側）は衝突や事故等の安全面の観点から走らないこと。
- ⑪冬期間や雨天時の校舎の使用について、校舎内のランニングは行わないこと。ただし、休日は顧問の判断で指定した場所をランニングしてもよい。また、階段の上り下りは、東階段、北階段のみを使用する。上りはランニング、下りはジョグ程度とし、安全に十分配慮すること。
- ⑫生徒の荷物管理について、荷物は活動場所に必ず持っていき、教室には帰らないようにする。外・体育館・武道場での活動の部活の外履きは活動場所に置き、活動終了後、昇降口に戻らない。
- ⑬休日や延長時の施設施錠について、最後に活動した顧問が責任をもって行う。
- ⑭平日の練習は2時間程度とする。

(3) 休日の部活動について

- ①毎週日曜日は部活動休止日とする。
- ②大会等でやむを得ず日曜日を休止日とできない場合は、校長の承認を得ること。また、休日活動許可申請書（様式4）を提出し、直近の土曜日を部活動休止日とする。やむを得ず両日も休止日にできない場合は、直近の登校日を部活動休止日とする。（定時退校日を除いて設定すること。）
- ③休日の練習は3時間程度とし、準備・片付けを含めない。ただし、強化期間中や対外試合、遠征、合宿、文化部の練習会、大会・発表の準備などは例外とする。
- ④校舎内を使用する場合は、担当顧問が責任を持って生徒玄関の開錠を行う。
- ⑤入室者は、日番日誌に氏名、入室時間を記入する。最後の方は、誰か残っていないか確認し、施錠を行う。
- ⑥監督不在のまま、生徒のみで活動していることのないようにする。
- ⑦長期休業中の土曜日、日曜日は活動しない。さらに長期休業中は連続した休日を設けること。諸般の事情で活動日とする場合は、必ず平日に代休日を設ける。その際、休日活動許可申請書（様式4）を提出すること。また、スポーツ教室や対外試合等の際は、二中職員の駐車スペースを確保する。

(4) 延長活動について

- ①延長活動は、顧問が指導できる場合のみ認める。
 - 中体連総体・新人戦・コンクールについては、2週間前からの延長を可能とする。
 - 諸大会前（大会に向けた演奏会を含む）については、1週間前からの延長を可能とする。
- ②外部会場使用時に延長活動を行う際は、管理職に事前に相談し許可のもとで実施する。
- ③延長活動期間中は、各部で定時退校日を設ける。
- ④日番は、17時00分に延長活動を行う部活を放送する。

(5) 部活動中止期間について

- ①定期テスト（中間・期末テスト）の3日前とテスト当日、合計4日間とする。
- ②長期休業意中の学校閉鎖日、土曜日、日曜日。
- ③感染症拡大等の恐れのある臨時活動中止日。
（部活動中止期間に活動がある場合は、特例として校長の承認を得て、全職員の理解のもと行う。）

(6) 県外遠征試合（コンクール等）や合宿等の泊を伴うスポーツ・文化活動の参加について

- ①活動の参加は長期休業中及び休日とする。
- ②参加にあたっては、実施日1ヶ月前をめどに教頭に相談し、校長の了承を得ること。
- ③期間は3泊4日以内とする。
- ④参加は希望制であること。
- ⑤費用について、過度な負担にならないように十分配慮し、事前に保護者会と話し合い理解を得ること。
- ⑥県・東北・全国中体連主催大会や主要コンクール、遠方での強化事業や練習会等は、公的交通機関を利用すること。

⑦引率指導者は複数が望ましい。

⑧健康・安全面を十分に配慮すること（早朝出発して深夜帰宅はしない）

⑨各学年主任にも大会参加、対外試合、遠征等についての参加名簿・期日を連絡すること。

⑩山形市教育委員会への承認申請書提出について、実施30日前までに提出し承認を得ること。（様式6）

(7) 生徒の移動手段について

①自転車を利用する場合は、交通ルール・マナーを守るよう、事前の交通安全指導を徹底する。また、必要に応じて危険箇所へ顧問、保護者等が立ち安全指導を行う等、事故の未然防止に努める。

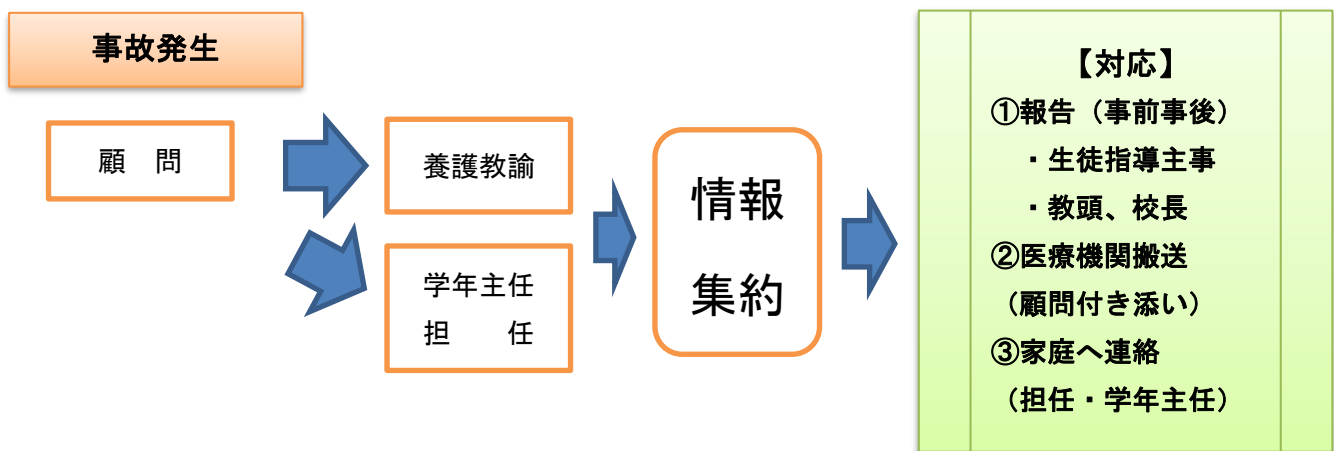
②県・東北・全国中体連主催大会や主要コンクール、遠方での強化事業や練習会等は、公的交通機関を利用すること。

③保護者の自家用車には他の生徒を同乗させないこと。

(8) 自転車使用について

①校外練習時のみ、健康指導部の指導に従って許可する。顧問の責任において使用すること。

4 事故発生時の対応について



5 熱中症防止・雷発生時の対応について

(1) 高温多湿時の活動において、以下の表をふまえ、活動の延期や見直しなど柔軟な対応を行う。

警戒レベル	WBGT	乾球温度	対 応
4 運動中止	31℃	35℃	運動を中止し、活動の延期等の変更を検討する。
3 嚴重警戒	28℃	31℃	激しい運動は中止。頻繁に休憩をとり、水分・塩分を補給する。
2 警 戒	25℃	28℃	積極的な休憩を取り、適宜水分・塩分を補給する。
1 注 意	21℃	24℃	熱中症の兆候に注意し、積極的に水分・塩分を補給する。

(2) 雷や暴風の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行い、鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス等の内部など安全な場所に避難する。

6 部活動経営の確認事項について

(1) 部活動運営委員会の設置について

①部活動運営委員会を保護者代表者・外部指導者校長・教頭・生徒指導主事・部活動担当・（スポーツ少年団代表）で開催する。10月に招集し、部活動経営方針の確認や在り方について情報交換を行う。

(2) 部活動年間活動計画の作成と実績報告について

①部活動担当は長期休業等の場合、部活動の活動計画を作成し、PTA総会資料等で提示する。

②年度始めに顧問は部活動の年間計画を作成し、校長（部活動担当者）に提出する。

③顧問は前月の月末までに月毎の部活動計画を作成し、部活動担当者に提出するとともに、生徒・保護者に提示する。活動実績についても部活動担当者に報告する。

(3) 保護者会主催の練習会は行わない。

保護者会が単独で練習会を行ったり、直接生徒の指導にあたりたりすることのないよう、事前に保護者会と約束を確認するなど共通理解を図る。

(4) 部活動数適正化の規準について（平成23年度より）

次の条件に該当する部は、翌年度から募集停止または停止とする。

団体の部で、新チームになった時点で1, 2年生の人数でチームを組めない人数の場合。ただし、ルール上大会出場できる場合は存続する。また、翌年度団体人数を組めることが予想される場合には存続する。

*ただし、令和7年度の部活動任意加入に向けて検討する。

(5) 外部指導者について

- ①外部指導者を求める場合には、指導者の人格が生徒に与える影響が大きいことを考え、教育に関して理解と識見のある人に学校長が委嘱する。外部指導者申請書を用いる。(様式7)
- ②外部指導者を希望する顧問は、校長・教頭・部活担当者に事前に相談する。
- ③外部指導者の保険は学校で一括して加入する。
- ④外部指導者の委嘱期限は1年間とし、4月1日から翌年3月31日までとする。更新については顧問からの要請に応じて校長が改めて委嘱する。
- ⑤該当する外部指導者は山形市外部指導者推進事業に推薦する。山形市で定める支援対象者は、山形市より謝金が支払われる。

(6) 卒業生の春休み期間中の部活動参加について

- ①3年生の部活動参加については、卒業式後、顧問からの依頼で保護者の承諾を得た場合に認める。
- ②4月1日以降の部活動については、高校入学まで日本スポーツ振興センターの保険が適用外のため、卒業生に依頼しない。
- ③活動の服装や登下校の手段等は、本校のルールに則って行われるよう指導する。

7 その他について

- (1) 授業を欠席しての大会出場は、平成4年より認めていない。但し、行政機関の要請による場合は別とする。その場合、保護者の承諾を得ること。
- (2) 保護者の願いによる個人的出場は欠席扱いとなる。
- (3) 部活動の指導・企画・運営・管理は学校（顧問）である。